

○宮崎大学動物実験委員会規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年3月23日 平成19年2月22日
平成19年10月25日 平成22年9月22日
平成23年7月27日 平成24年3月29日
平成28年3月25日 平成29年5月25日
令和元年12月26日 令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学動物実験規則第4条第3項に基づき、宮崎大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 自己点検・評価に関すること。
- (2) 情報公開に関すること。
- (3) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長（研究・企画担当）
 - (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - ア 医学部の動物実験を行う講座担当教員のうちから1人
 - イ 農学部の動物実験を行う講座担当教員のうちから1人
 - (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者
フロンティア科学総合研究センター生物資源分野の教員のうちから1人
 - (4) その他学識経験を有する者
 - ア 教育学部教員のうちから1人
 - イ 医学部教員のうちから1人
 - ウ 工学教育研究部教員のうちから1人
 - エ 農学部教員のうちから1人
 - オ フロンティア科学総合研究センター教員のうちから1人
 - カ フロンティア科学総合研究センター生物資源分野長
 - (5) その他委員長が必要と認めた者
- 2 委員は、学部長等の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上動物実験計画に関し知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、法令上別の定めがある場合は、この限りでない。

(小委員会)

第9条 委員会は、木花キャンパス及び清武キャンパスに小委員会を置くものとする。

2 小委員会は、学長から審議を付議されたもののうち第2条に定める事項以外について審議するものとする。

3 その他小委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。